

町 長	副町長	教育長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	7 0 8
		決裁期日	平成 2 6 年 1 月 7 日
名 称	第 3 回放課後子どもプラン事業運営協議会会議		
日 時	平成 2 6 年 1 月 7 日 9 時 0 0 分 ～ 1 0 時 3 0 分		
場 所	社会教育総合センター 大集会室		
出席者	委員：稲毛委員長、米澤副委員長、堀内、中村、山口、加藤、佐藤、安西、杉本、瀬田、安井、井上、藤田 13名 教育委員会：教育長、教育振興課長、鈴木主幹、飯村主任、月東指導員		
内 容	<p>別紙のとおり。</p> <p>野崎課長進行。教育長挨拶後、稲毛委員長の議事進行により運営協議会を進行した。</p> <p>○教育長挨拶</p> <p>明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。昨年の放課後子どもプランでは大きな事故等もなく過ぎ、委員の皆様のおかげと感謝致します。</p> <p>本日は、報告案件並びに協議事項について審議お願ひしたい。また、保健福祉課安井主幹より資料提供あったとおり平成27年4月からの実施に向けて人員の関係など新制度への対応が必要となってくるため、平成26年度中に十分検討していく必要がある。</p> <p>○委員長挨拶</p> <p>皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。私の挨拶については、教育長よりご挨拶いただきましたので割愛し、さっそく議事に入らせていただきます。</p> <p>○報告事項・・・飯村から報告</p> <p>(1)登録及び利用状況等について</p> <p>放課後クラブについては、登録数は前年並みであるが、延べ利用人数は1,070名程度減少している。放課後スクールについては、登録数が若干増えており、延べ利用人数は、1,440名ほど増えている、本年は重複登録者も多く、保護者の仕事の休みの日にはスクールを利用するなどニーズに応じて利用している結果と考える。</p> <p>地域ボランティアの支援状況については、12月21日現在で延べ70名の方に支援いただいた。</p> <p>(2)事故・保険請求について</p> <p>9月以降事故が続き、本日現在で6件の保険請求にいたる事故が発生している。なお、12/24の事故については、治療中となっているが、保護者へ事故後の経過について確認したところ、1回の通院で現在は完治している。</p>		

内 容

(3) 研修会等の参加状況について

昨年末までに7回の研修会に参加。内容は議案記載のとおり。今後1/23にはそだちの相談・いばしょぷらッとの田中睦先生を講師に招き指導員を対象に本年度3回目の研修会を1/29の道・道教育委員会主催の札幌市での研修会に5名の参加を予定している。

(4) メール配信登録への任意登録及び配信状況について

登録状況については、議案に記載のとおり。本年度の配信状況については、本日現在実績なし。昨年については、5件のメール配信を行っており内容についてはインフルエンザによる学級閉鎖等に係わる利用制限、吹雪による集団下校に伴う放課後スクールの中止となっている。

委員長：報告案件について、質疑等ございますか。(質疑なし) 無いようなので協議事項の(1)について事務局より説明をお願いします。

○協議事項・・・飯村より説明、鈴木主幹より補足説明

(1) 平成26年度放課後プラン事業について

①放課後スクールについては、本年度同様(変更事項なし)の事業内容にて実施を予定している。

②放課後クラブについては、学校休校日の放課後クラブについて、上小の改築後(夏休み明け)は公民館から上小メインルームへ開設場所を変更する。

③特別支援児童の利用申し込みについては、保護者、教育委員会、学校、保健福祉課とが協議のうえ、利用決定し登録許可をする。

④放課後指導員の体制について、本年度指導員21名中3月末をもって定年により3名の指導員(安西、大窪、実川)が、また私事都合により2名の指導員(古屋、菅井)が退任される。これに伴い、広報1/25日号に指導員の公募の案内を掲載致しますが、適任者についてご存知の方がいらっしゃればご紹介いただきたい。

⑤上富良野町放課後子どもプラン事業指導員等配置取扱要綱の一部改正について、国の要綱の改正に伴い、本町の要綱の一部を改正するものである。

議案12頁、第4条の指導員の職務の表中の安全管理員という表記を教育活動サポーターに変更するもので、活動内容等の変更はない。

鈴木主幹：②の放課後クラブの開設場所について補足説明する。現在上小放課後クラブは、体育館の2階をメインルームとして開設しているが、上小改築後のメインルームは多目的ホールの2面分を放課後のメインルームとして開設することとなる。

委員長：協議事項(1)について、質疑意見ございませんか。

佐藤委員：上小の改築後にメインルームを新校舎へ移すとのことであるが、新校舎の全ての教室を放課後で使うことが出来るということか。また、今までどおり公民館を使うことはできないのか。

鈴木主幹：放課後クラブについては、当初は上小は上小で西小は西児童館で実施していたが、西児童館でのクラブの開設に不具合が出てきたため、学校の休校日についてはクラブを1箇所では実施できないかということで公民館に移した経過があるが、公民館は公共の施設であり町民へ開放し本来の公民館の役割に戻したい。

そのようなこともあり、上小の新校舎に放課後のメインルームとして使用する目的

で多目的ホールの2面分を設計していただいた。ただし、学校でも行事等で多目的ホールを全面使用することが年数回あるため、その際には現在の体育館の2階のメインルームへ移動し実施する。

協議事項(2)に先立ち、委員長より各委員に一言ずつ意見等求める。

堀内委員：新校舎が平成26年の夏休み以後に落成予定であり、職員は多目的ホールが広くなり、いろいろな用途で使用できると期待している。年前より教育委員会と学校とで多目的ホールの使用等について調整行っており、教職員とも今後調整を進めていくが、年間を通して数回多目的ホールを全面使用して活動をするところがあり、その際には放課後に体育館の2階へ移動してもらうことで調整しているところであるが、授業中に体育館の中を歩いて放課後のメインルームまで行くことが良いのかどうかも含め課題もあり、今後検討進めていく。

中村委員：冬になり、クラブ等でも冬の遊びも取り入れた中で実施していただいているが、学校では放課後に暖房を止めてしまうため、図書室寒くないか。図書室だけ暖房を入れるということが設備上不可能なため、子ども達の健康管理の面でもストーブの設置をするなど必要があれば要望としてあげていただきたい。

藤田委員：4時以降は寒い。以前教育委員会より電気ストーブを貸していただいているが、部屋全体が温まるほどのものではないため、厚着をして対処している。子どもたちは動いているので暖かいのか寒いとの声はない。

山口委員：保護者説明会について議案を見ると2回予定されているが、説明会に出られない人についてはどうしたらよいか伺いたい。

鈴木主幹：次年度の放課後子どもプランの保護者説明会について、後ほど協議事項(2)で説明させていただくが、昨年度までは新1年生については、1日入学の際に新2年～6年生については上小、上西小を会場に夜間の時間帯で保護者説明会を実施したが、本年度は学校での説明会を行わず社会教育総合センターで議案に記載の2回の予定で実施したい。なお、保護者説明会に参加できない方については個別に対応受け付ける。

加藤委員：本年度も大変指導員の方々にお世話になりました。平成26年度についてもよろしくお願いします。

佐藤委員：今後国の基準が変わるが子どもの人数に対して指導する人は足りているか。先日の道新にも掲載されていたが、うちの町としてどういう風に考えているか。

安西委員：3月で定年により退任しますが、先ほど指導員に適任者いれば紹介いただきたいという話もあったが、法改正により有資格者以外は指導員として採用できないなどあるのか。

鈴木主幹：来年度の指導員については、有資格者と合わせて子どもの健全育成に意欲のある方を引き続き公募していく予定である。ただ、有資格者の方は公募してもなかなか応募がなく確保していくことが困難である。また、平成27年度には法の改正に準じた町の条例の制定もすすめていくことになるが、それにむけて指導員についても考えていかなければならないが、今の段階では有資格者でなければだめだということはないので平成26年度については、従来通り公募していきたい、ただ平成27年度以降のことについては、事務局でも今後どうなっていくのか現段階ではわかっていないので、情報頂きながら進めていくことになる。

杉本委員：放課後子どもプランでは、遊びの内容をスケジュールを組んで行っていると思うが、子ども達の遊び道具は足りているのか。

また、スポーツをする時には参加者全員がやっているのか。

月東指導員：チャレンジタイムの内容は、毎月の指導員会議の中で協議していただきスケジュールを組んで実施している。スポーツについては、出来るだけ全員参加してやるように指導員は声かけをしているが、中にはどうしても運動をしたくないという子どももいるので、無理やりやらせるようなことはしていない。

遊び道具については、足りていると思っている。

瀬田委員：⑤の要綱の改正について、今までの安全管理員から教育活動サポーターに変更となっているが安全が無くなっているが安全面の管理はどうするのか。

飯村主任：国の要綱の改正による用語改正で職務内容は変更ない。本町では置いていないが、国では安全管理員を細分化し、教育活動推進員と教育活動サポーターに区分をしている。両者の内容の違いは教育活動推進員については、教員資格を有し子どもたちに学習の指導が出来る者をいい、教育活動サポーターについては資格を有せず、子ども達の見守りを行う者である。

瀬田委員：前回の運営協議会で放課後を見学させていただいたが、指導員それぞれが、自分の仕事にかかりきりで子ども達の安全面について目が行きとどいていないような感じを受けた。

鈴木主幹：指導員もシフトを組んで勤務しており、毎日決まった指導員が勤務していないことや利用する子ども達も変動あることから、安心安全を心掛けながら実施しているが大きな声を出さなければ指示事項が守れないことが日常茶飯事であるようにも聞いている。子ども達に対して、威圧的な態度で指導することのないようにとの話しもしているが、何か気付いた点など率直にご意見等いただければ、新たな気づきがあると思うので、今後もよろしくお願ひしたい。

安井委員：特別支援児童等の対応について、今年度は就学に向けて放課後ディサービスの利用も含め、相談等行ってきた。発達支援センターの利用がないお子さんについても関係機関で十分協議のうえ、その子にあった場所で放課後を過ごすことが出来るように対応できればと考えている。

井上委員：安井委員より特別支援児童の話があったが、新1年生の特別支援児童の人数は多いのか。

野崎課長：最終的に特別支援学級に在籍するかどうかは、親の同意がなければならぬので何人になるかは現段階では未定だが、特別支援学級が望ましいと考えられる児童は今年度よりも多い状況である。

藤田委員：10月、11月と保険請求にいたるスタッフの事故が続いた。子どもたちの愛情表現なのだが突然飛びついてきたりと予期せぬ行動をすることも多いので、とっさに対応できず怪我にいたった。子ども達だけでなくスタッフについても怪我のないよう気をつけていきたい。

## (2) その他

新年度放課後プラン事業実施にあたり、昨年は新1年生保護者については各学校の1日入学時に、新2～6年生保護者については上小、上西小を会場に夜間に保護者説明会を行ってきたが、1日入学時には学校からもらう資料や説明も多いことから、放

課後子どもプラン事業について詳しく説明する時間が確保できないことや、夜間に学校を開放して説明会を実施しても参加者が少なかったりということもあり、本年度は社会教育総合センターで開催日を2回設けて実施したい。

周知については、新1年生については町内の保育所、幼稚園より説明会の案内を配布してもらおう。新2年生～6年生については、現在放課後子どもプラン事業に登録している者については、説明会の案内と申込書を送付する。また、広報新春号と防災無線でも周知する。

新年度利用申し込みについては、4月から利用予定者は2月28日までに受付していただき、3月1日～4月6日までは一時受付を中断し、4月7日以降に受付したもののについては5月からの利用となる。

なお、江幌小学校、東中小学校の新2～6年生の保護者への案内等については、別途各学校と調整する。

鈴木主幹：1日入学では、入学に関する説明、資料等多い中で、保護者も大変お疲れの様子であり、今年度は学校での説明会を実施しない方向で計画を立てている、都合により説明会に出席できない保護者については、個別に教育委員会で対応していく。また、1日入学での保護者説明を希望する学校については対応致しますので申し出頂きたい。

また、昨年度より実施しているが、放課後の様子を見学したいという保護者に対しては、ぜひお子さんと一緒に見学に来ていただきたいということを今年度についても引き続き伝えていきたいと考えている。

委員長：協議事項(2)について、質疑等ございませんか。(なし)内容ですので、安井委員より子ども子育て会議の進捗状況等について情報提供をお願いします。

安井委員：前回の会議の中でも話したが、国の基準について報告書が上がってきた。この国の基準に基づき町で条例制定することとなる。

従うべき基準の中で職員は2名以上配置し、うち1人は有資格者ということになっている。有資格者とは、保育士、幼稚園教諭等の資格保有者の他、児童福祉事業に2年以上従事した者の有資格者と見なすため、放課後児童クラブも児童福祉事業のため長年指導員として働いている方は有資格者と見なされると思う。ただし、勤務時間が短いとその辺がどう判断されるか微妙である。

参酌すべき基準は、必ずしも守らなければならないものではないが、出来るだけ従うべき基準が表中に標記されているが、児童の人数についておおむね40人までとし、これを超える場合はクラブを分割するなどの対応が必要となる。この40人というのは、登録児童数ではなく1日の受入れ人数が40人までが適当というものである。

また、法的には6年生までが対象となっているが、町でもアンケート実施し利用ニーズを調査しているところであるが、高学年になってもクラブを利用したいというニーズがあれば受入れしていくことになる。

条例については平成26年度の12月議会には上程できるように準備していきたい。

会議の中で意見があった利用料について、当町は登録料として年額でいただいているが、利用者側は利用料としてとらえているため、利用回数が多い人と少ない人の料

金が同じことに疑問を持っている方も多く、月割りや日割りをして欲しいという意見が多く聞かれたため、その辺りの検討も必要。

稲毛委員長：質疑等ございますか。

佐藤委員：現在はスクールとクラブを教育委員会で実施しているが、合併して一つの事業となるのか、クラブが保健福祉課に移り分かれるのかどうなるのか。

安井委員：子ども子育て会議は事業計画を立てるのがメインで、当町はクラブ事業の実施は学校の設備を利用し教育委員会が実施しているが、他の自治体ではいろいろな形態があり、民間で実施しているところや幼稚園保育所でやっているところもある。条例に関しては、町長部局で決めることとなる。ただ実施については、今後のニーズに合わせて教育委員会で実施するほかに児童館でも実施してほしいというニーズがあれば児童館でも実施していかなければならない。

また、幼稚園、保育所等で実施してもいいというところが出てくれば、幼稚園等での実施も考えられる。現在も高田幼稚園では、高田幼稚園の卒園児について1年生のうち夏休み等預っている。

佐藤委員：いろんな形態が考えられるということであるが、平成27年4月から実施ということであるが1年間しかない中で、はたして間に合うのか。

安井委員：今あるものについては、引き続き実施していくことになる。今のものが全く変わるというものではないと考えている。教育委員会が運営するものと町が運営するものがあっていいと思っている。

佐藤委員：同じ町の中で、教育委員会が運営するもの、町が運営するもの、民間が運営するものと2つも3つも実施していくとなると、そんなに指導していく人材がいるのか、利用料等に差が出てくるのか等いろいろ問題出てくると思う。

国の基準があるからそれにそってただやればよいというものではない。先ほどから話しもあるが、安全という立場から指導者に対する安全に関する研修などいろいろな研修も必要となってくるのでは。

教育長：課題となっている部分については、この機会に改善していかなければならない。指導員の待遇についても他の自治体と比べて適当なのかどうか検討していく必要がある。指導員の人数についても高学年まで対象となることで、低学年の指導の役割を高学年が担うことで指導員の負担が少しでも減るのであれば、人数配置についても検討必要となる。

中央の方で、パラパラと決まってきたりどうなっていくのか不透明な中で後手後手になっている感じがあるが、組織内で情報を共有して行くこと必要。

米澤副委員長：市町村で条例で決めれるということで実態に合った条例を制定することが出来ると思うが、保護者の立場で考えれば、利用料についても分割で納入したりできるよう実態に合ったように制定すること必要。

また、受入れ児童の人数についても40人を超えればクラブを分ければよいという安易な考えではなく、子ども達の安心安全な居場所を確保するというで相当しっかりと案を練っていかなければならない。

職員については、経験年数があれば新たに資格を取る必要がないということで良いのか。

安井委員：資料18頁の参考資料4に記載の条件を満たしていれば有資格者とみな

される。ただ、実際従事している時間が短いのでそれを2年とみなしてくれるかどうかははっきりしない。

教育長：1日8時間労働で2年間ということで解釈し、通算して2年間相当の勤務がある場合も認めるということであれば、かなりの指導員は問題ないを考える。

今後、特別なことが無ければ本年度中の運営協議会会議を最後とすることとし、第3回の運営協議会を終了した。